

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

(新) NexTone	(旧)		備考
	イーライセンス事業本部	JRC事業本部	
<p>表紙</p> <p>2017年 3月 1日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p>平成 13 年 10 月 26 日届出 一部変更 平成 17 年 8 月 30 日届出 一部変更 平成 18 年 9 月 29 日届出 一部変更 平成 18 年 12 月 28 日届出 一部変更 平成 19 年 4 月 13 日届出 一部変更 平成 19 年 11 月 29 日届出 一部変更 平成 20 年 9 月 01 日届出 一部変更 平成 21 年 3 月 13 日届出 一部変更 平成 21 年 5 月 29 日届出 一部変更 平成 26 年 3 月 26 日届出 一部変更 平成 27 年 2 月 26 日届出 一部変更 平成 28 年 2 月 29 日届出</p> <p>株式会社 NexTone イーライセンス事業本部</p>	<p>株式会社NexTone JRC事業本部 管理委託契約約款</p>	<p>事業統合の為、届出履歴を刷新</p> <p>事業統合の為、事業本部を削</p>
<p>第 1 条 (目的) 本約款は、音楽の著作物の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、株式会社NexTone(以下「NexTone」といいます。)と音楽出版社その他著作権を有する者(以下「委託者」といいます。)が音楽著作権の利用許諾等について締結する、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第2条第1項第2号の管理委託契約(以下「管理委託契約」といいます。)の内容を定めることを目的とします。</p>	<p>第1条 (目的) 本約款は、音楽の著作物の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、株式会社NexToneイーライセンス事業本部(以下「イーライセンス」といいます。)と音楽出版社その他著作権を有する者(以下「委託者」といいます。)が音楽著作権の利用許諾等について締結する、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第2条第1項第2号の管理委託契約(以下「管理委託契約」といいます。)の内容を定めることを目的とします。</p>	<p>(目的) 第1条 管理委託契約約款(以下「本約款」という。)は、音楽の著作物の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、株式会社NexTone JRC事業本部(以下「JRC」という。)が、音楽出版者その他著作権を有する者等(以下「委託者」という。)との間において締結する著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第2条第1項第2号の管理委託契約(以下「管理委託契約」という。)の内容を定めることを目的とする。</p>	<p>事業統合の為、事業本部を削除</p> <p>内容・目的に変更なし</p>
<p>第 2 条 (管理委託契約) 委託者はNexToneに対して、委託者が管理委託契約で指定した音楽著作物(委託者がNexToneに作品届を提出した著作物。以下「委託著作物」といいます。)の、次の各号に掲げるいずれかの利用許諾(委託者が管理委託契約で指定するところによります。)について、NexToneが自己の名において、委託者の計算で取次による管理業務(利用許諾契約に関する交渉および契約の締結、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務)を行うことを委任し、NexToneはこれを受任します。 (1) オーディオに関する利用許諾 蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの(オルゴールを含みます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。なお、本号の委任には、著作権法第104条の2に定める指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとします。 (2) ビデオグラムに関する利用許諾 ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray DiscおよびHD DVDを含む)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p>	<p>第2条 (管理委託契約) 委託者はイーライセンスに対して、委託者が管理委託契約で指定した音楽著作物(委託者がイーライセンスに作品届を提出した著作物。以下「委託著作物」といいます。)の、次の各号に掲げるいずれかの利用許諾(委託者が管理委託契約で指定するところによります。)について、イーライセンスが自己の名において、委託者の計算で取次による管理業務(利用許諾契約に関する交渉および契約の締結、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務)を行うことを委任し、イーライセンスはこれを受任します。 (1) オーディオに関する利用許諾 蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの(なお、オルゴールも含みます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。なお、本号の委任には、著作権法第104条の2に定める指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとします。 (2) ビデオグラムに関する利用許諾 ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray Disc及びHD DVDを含む)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。ただし、本項(3)に定める「ゲームソフトに関する利用許諾」または本項(4)に定める「映画録音に関する利用許諾」のいずれかに該当するものは除きます。</p>	<p>(管理委託の範囲) 第2条 委託者は、委託者が管理委託契約締結時に指定した音楽の著作物及び委託者がJRCに作品届を提出した音楽の著作物(以下、これらの著作物を「著作物」という。)の利用許諾の取次による管理(JRCが、JRCの名において委託者の計算で、著作物の利用許諾に関する交渉及び契約の締結、使用料の収受及び分配、その他これに附随する業務を行うこと。以下、これらの業務を「管理」という。)を委任し、JRCはこれを受任する。 2 前項にかかわらず、委託者は、管理委託契約の締結に当たり、JRCの承諾を得て、本約款に定めるJRCの権限に加えられた制限以外の制限を定めることができる。 3 委託者は、次に定める利用許諾の全部又は一部を指定して、JRCに対して管理を委託する利用許諾の範囲を選択するものとする。 (1) レコードへの複製等 音楽再生を主たる目的としてレコード(コンパクトディスク、アナログディスク、ミニディスク、録音テープ、ICチップ、半導体メモリ等の記憶媒体)へ著作物を複製し(工業製品等に組み込まれる形で使用されるものを含む。)、又はその複製物により譲渡すること。 (2) ビデオグラムへの複製等 音をもつばら映像とともに再生することを目的としてビデオグラム(ビデオテープ、ビデオディスク等の記憶媒体)へ著作物を複製し、又はその複製物により譲渡すること。ただし、(3)(4)(5)に含まれるものは除く。 (3) マルチメディアパッケージへの複製等 音をもつばら画像やテキストや映像などとともに再生させることを目的として、総再生時間を特定できない方法でマルチメディアパッケージ(CD-Rom、DVD-Rom等の記憶媒体。次号において同じ。)へ著作物を複製し、又はその複製物により譲渡すること。</p>	<p>委託範囲に合わせて順番を整理し、現状に見合った文言に修正</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>(3) 映画録音に関する利用許諾 映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(4) ゲーム録音に関する利用許諾 ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含むがこれらに限られない)に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(5) 広告目的で行う複製に関する利用許諾 広告に利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(6) 出版に関する利用許諾 印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(7) 貸与に関する利用許諾 商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(8) 放送・有線放送に関する利用許諾 放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p>	<p>(3) ゲームソフトに関する利用許諾 ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含むがこれらに限られません。)に供することを目的として、テレ+C15ビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(4) 映画録音に関する利用許諾 映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(5) コマーシャル送信用録音に関する利用許諾 放送、有線放送またはインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(6) インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(10)に定める「業務用通信カラオケに関する利用許諾」に該当するものは除きます。</p> <p>(7) 放送・有線放送に関する利用許諾 放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(5)に定める「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」に該当するものは除きます。</p> <p>(8) 出版に関する利用許諾 印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。</p>	<p>(4) ゲームソフトへの複製等 ゲームソフトにおいて著作物を再生させることを目的として、マルチメディアパッケージ等へ著作物を複製し、又はその複製物により譲渡すること。</p> <p>(5) 映画録音等 映画館などの場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に映像とともに著作物を複製し、又はその複製物により頒布すること</p> <p>(6) コマーシャル送信用録音等 放送、有線放送、インタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はその複製物により譲渡すること。</p> <p>(7) インタラクティブ配信(業務用通信カラオケ及び専用端末を用いた家庭用通信カラオケを除く。) 著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、又は公衆送信に伴って複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用すること。</p> <p>(8) 放送・有線放送 著作物を、放送又は有線放送(以下「放送等」という。)し、これを伝達し、又は放送等のために複製し、その他放送等に伴って著作物を利用すること。</p> <p>4 第1項の委任には、著作権法第104条の2に定められる指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとする。</p>	<p>委託範囲に合わせて順番を整理し、現状に見合った文言に修正</p>
<p>(9) インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(10) 業務用通信カラオケに関する利用許諾 著作物をカラオケ施設等の事業所において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信することの許諾をいいます。</p> <p>(11) 演奏会における演奏に関する利用許諾 演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12) カラオケ施設における演奏等に関する利用許諾 カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケ教室その他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設において、著作物を演奏、上映または伝達することの許諾をいいます。</p> <p>(13) その他の演奏等に関する利用許諾 本条第11号および第12号に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</p>	<p>(9) 貸与に関する利用許諾 商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(10) 業務用通信カラオケに関する利用許諾 放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設または社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。</p> <p>(11) 演奏会における演奏に関する利用許諾 演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物をいいます。)において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12) カラオケ施設における演奏等に関する利用許諾 カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケ教室その他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設において、著作物を演奏、上映または伝達することの許諾をいいます。</p> <p>(13) その他の演奏等に関する利用許諾 本項(11)および(12)に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</p>		<p>委託範囲に合わせて順番を整理し、現状に見合った文言に修正</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>第3条（外国地域における管理） 1. 委託者は、委託者が管理委託契約で指定した支分権について、NexToneが定める範囲において、外国地域（NexToneが外国著作権管理団体等との間で管理契約を締結した国または地域を単位とします。）における著作権のみを、管理委託の範囲から除外することができるものとします。</p> <p>2. NexToneが、外国地域において第2条に定める管理業務を行うときは、これを外国著作権管理団体等に再委託することができるものとします。この場合においては、利用の許諾の方法、その対価の額の決定、その他の業務執行方法は、当該外国地域の法令および当該外国著作権管理団体等の規程に従うものとします。</p>	<p>第3条（外国地域における管理委託範囲の選択） 委託者は、委託者が管理委託契約で指定した支分権について、次に掲げる支分権の区分に従い、外国地域（イーライセンスが外国著作権管理団体等との間で管理契約を締結した国または地域を単位とします。）における著作権のみを、管理委託の範囲から除外することができるものとします。 (1) 演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権及び口述権 (2) 録音権、頒布権、貸与権、出版権及び譲渡権</p> <p>第5条（外国地域における管理） イーライセンスが、外国地域において第2条に定める管理業務を行うときは、これを外国著作権管理団体等に再委託することができるものとします。この場合においては、利用の許諾の方法、その対価の額の決定、その他の業務執行方法は、当該外国地域の法令及び当該外国著作権管理団体等の規約に従うものとします。</p>	<p>（業務地域及び外国地域における管理の再委託） 第8条 JRCは、原則として日本国内において業務を行う。 2 外国地域において第2条に定める管理を行う場合には、JRCは、当該外国の著作権管理団体等にその管理を再委託することができる。</p>	<p>外国地域における管理方法について、本条にまとめて記載</p>
<p>第4条（管理委託契約の締結方法） NexToneおよび委託者は、委託者がNexToneに対して、管理委託契約申込書その他NexToneが定める資料を提出し、NexToneが委託者に対して管理委託契約承諾書を交付する方法、その他NexToneが定める方法によって、管理委託契約を締結するものとします。</p>	<p>第4条（管理委託契約の締結方法） イーライセンス及び委託者は、委託者がイーライセンスに対して、管理委託契約申込書その他イーライセンスが定める資料（印鑑証明書等）を提出し、イーライセンスが委託者に対して管理委託契約承諾書を交付することによって、管理委託契約を締結するものとします。</p>	<p>（管理委託契約の締結） 第5条 JRCに対して著作権の管理を委託しようとする者は、管理委託契約申込書に必要な資料を添えてJRCに提出しなければならない。 2 JRCは、前項の申し込みに対して、著作権の管理を受託することが適当と認めるときは、これを承諾するものとする。ただし、第4条に定める表明保証に反する場合、又は必要な資料の提出がなかった場合には、前項の申し込みを承諾しないことができる。 3 JRCは、管理委託契約を締結したときは、すみやかに委託者に対し管理委託契約承諾書を交付する。</p>	<p>印鑑証明書の提出は不要の為、削除</p>
<p>第5条（管理委託契約の承継） 1. 相続または営業譲渡、合併もしくは分割その他の理由によって、委託者の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとします。 2. 委託者の地位を承継した者は、速やかにその旨をNexToneに届け出なければならないものとします。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとします。</p>	<p>第14条（管理委託契約の承継） 1. 相続または営業譲渡、合併若しくは分割その他の理由によって、委託者の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとします。 2. 委託者の地位を承継した者は、速やかにその旨をイーライセンスに届け出なければならないものとします。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとします。</p>	<p>（管理委託契約の承継） 第18条 相続、営業譲渡、合併又は分割により委託者の有する著作権の全部を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとする。 2 前項の規定により新たに委託者としての地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、その旨をJRCに届けなければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとする。 3 JRCは、前項の届出がなされなかったことにより生ずる一切の損害について、その責を負わないものとする。</p>	<p>契約の承継は管理委託契約に紐付く為、新第5条に位置を変更</p>
<p>第6条（管理委託契約の有効期間） 1. 管理委託契約の有効期間は、契約締結の日から1年を経過した後最初に到来する3月31日までとします。ただし、契約期間満了の3か月前までに、NexToneまたは委託者が、相手方に対して書面をもって反対の意思を表示しないときは、管理委託契約は同一の条件で更に1年間更新され、その後の取扱いについても同様とします。 2. 委託者は、契約の更新時において、管理委託の範囲を変更することができるものとします。この場合、委託者は、NexToneに対して、契約期間満了の3か月前までに、書面によりその旨を通知しなければならないものとします。 3. NexToneおよび委託者は、本約款に定めがある場合の他、相手方の事前の承諾を得なければ、管理委託契約の有効期間内において、管理委託契約を解約することができないものとします。</p>	<p>第7条（有効期間） 1. 管理委託契約の有効期間は、契約締結の日から3年を経過した後最初に到来する、別途使用料分配規程において定める関係権利者（「著作物使用料分配規程」第2条(1)の関係権利者をいいます。）の確定基準日までとします。ただし、契約期間満了の3か月前までに、イーライセンスまたは委託者が、相手方に対して書面をもって反対の意思を表示しないときは、管理委託契約は同一の条件で更に1年間更新され、その後の取扱いについても同様とします。 2. イーライセンス及び委託者は、契約の更新時において、管理委託の範囲を変更することができるものとします。この場合、管理委託の変更を希望する当事者は、相手方に対して、契約期間満了の3か月前までに、書面によりその旨を通知しなければならないものとします。</p>	<p>（管理委託契約の期間及び更新） 第7条 管理委託契約の期間は、管理委託契約の締結の日から5年とする。ただし、最初の管理委託契約の期間は、管理委託契約を締結した日から4年を経過した後最初に到来する3月31日までとする。 2 管理委託契約の期間満了の3ヶ月前までに、JRC又は委託者が更新をしない旨の意思表示をしなかったときは、管理委託契約は、従前と同一の条件で自動的に5年間更新されたものとし、その後の更新の扱いも同様とする。</p>	<p>有効期間を1年を経過した後、最初に到来する3月31日までに変更</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>第7条（委託著作物に関する保証） 1. 委託者はNexToneに対し、すべての委託著作物について、当該委託をする完全な権限を有しており、かつ、いかなる第三者の著作権その他の権利も侵害していないことを保証します。</p> <p>2. NexToneが必要と判断するときは、委託者に対して、前項の保証にかかる権利に関する資料の提出を求めることができ、委託者は、NexToneに対して速やかに資料を提出しなければならないものとします。</p>	<p>第9条（著作権の保証） 1. 委託者はイーライセンスに対し、イーライセンスにその著作権の管理を委託するすべての著作物について、当該委託をする完全な権限を有しており、かつ、いかなる第三者の著作権その他の権利も侵害していないことを保証します。</p> <p>2. イーライセンスは、イーライセンスが必要と判断するときは、委託者に対して、前項の保証にかかる権利に関する資料（原稿、契約書等）の提出を求めることができ、委託者は、速やかに資料を提出しなければならないものとします。</p>	<p>（著作権の保証） 第6条 委託者はJRCに対して、管理委託契約に基づき著作権の管理を委託する全ての著作物について、利用の許諾を取次させる権限を有し、かつ第三者の権利を侵害していないことを保証する。</p> <p>2 JRCは前項の保証に関し、必要があるときは委託者にその資料の提出を求めることができる</p>	<p>内容・目的に変更なし</p>
<p>第8条（管理手数料） 1. 委託者はNexToneに対して、管理手数料として、NexToneが利用者から徴収した使用料および私的録音補償金（以下「使用料等」といいます。）にNexToneが定める料率を乗じて算出された額を支払うものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、NexToneが管理業務の一部を外国著作権管理団体等に再委託したときは、NexToneは、外国著作権管理団体等との間で定めた料率に、NexToneが定める料率を加算した料率を用いて、管理手数料の額を算出することができるものとします。</p>	<p>第6条（管理手数料） 委託者はイーライセンスに対して、管理手数料として、イーライセンスが利用者から徴収した使用料等に、20%以内でイーライセンスが定める料率を乗じて得た額を支払うものとします。ただし、イーライセンスが管理業務の一部を外国著作権管理団体等に再委託したときは、イーライセンスは、外国著作権管理団体等との間で定めた料率に、10%以内でイーライセンスが定める料率を加算した料率を用いて、管理手数料の額を算出することができるものとします。</p>	<p>（管理手数料） 第13条 委託者がJRCに支払う管理手数料は、JRCが收受した使用料に10%以内でJRCが定めた率を乗じた額とする。</p> <p>2 第8条2項の規定によりJRCが外国の著作権管理団体等に著作権管理を再委託した場合には、JRCは、当該著作権管理団体等との間で定めた管理手数料率に、10%以内でJRCが定める手数料率を加えた料率を用いて算出した金額を管理手数料とすることができる。</p>	<p>内国で発生した使用料等と海外著作権管理団体等からの入金される使用料等において分けて記載</p> <p>詳細は、別途「管理手数料実施料率」に記載</p>
<p>第9条（利用許諾契約の締結等） 1. NexToneは、別途定める「使用料規程」に基づき、利用者と著作物利用許諾契約を締結し、使用料を徴収します。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、NexToneは、著作権利用許諾契約の締結の促進または管理の効率化を図るため、必要に応じ合理的な範囲で、「使用料規程」に定める使用料の額の一部ないし全部を免除ないし減額することができるものとします。</p> <p>3. NexToneは、前項に定める他、天災地変、政府または政府機関の行為、法律・規則・命令の遵守、火災、嵐、洪水、地震、戦争、暴動その他不可抗力により、「使用料規程」に定める使用料その他利用者と合意した使用料を徴収することが適切でないときNexToneが判断する場合は、その一部ないし全部を免除ないし減額することができるものとします。</p> <p>4. NexToneは、法令その他の定めに従い分配された私的録音補償金を受領します。</p> <p>5. 次の各号に掲げる利用許諾について委託者が指定したときは、「使用料規程」に定めるとおり、委託者がその使用料の額を定めるものとする。</p> <p>(1) 商品化に利用することを目的とするオーディオに関する利用許諾</p> <p>(2) 商品化に利用することを目的とするビデオグラムに関する利用許諾</p> <p>(3) インタラクティブ配信に関する利用許諾のうち、一般ゲーム（「使用料規程」8.2.8に定める特定ゲーム以外のゲーム）の配信に関する利用許諾</p> <p>(4) 映画録音に関する利用許諾</p> <p>(5) ゲーム録音に関する利用許諾</p> <p>(6) 広告目的で行う複製に関する利用許諾</p> <p>(7) 商品化に利用することを目的とする出版に関する利用許諾</p>	<p>第8条（利用許諾契約の締結等） 1. イーライセンスは、別途定める使用料規程に基づき、利用者と著作物利用許諾契約を締結し、使用料を徴収します。</p> <p>2. イーライセンスは、法令その他の定めに従い分配された私的録音補償金を受領します。</p>	<p>（利用許諾契約の締結及び使用料の徴収） 第9条 JRCは、JRCが文化庁長官に届け出た使用料規程（以下「使用料規程」という。）に基づき、利用者と著作権の利用許諾契約を締結し、当該著作権利用許諾契約に基づき使用料を徴収する。</p> <p>2 前項にかかわらず、JRCは、利用許諾契約の締結の促進又は管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で、使用料規程に定める使用料の額を減額することができる。</p> <p>（管理の留保又は制限） 第3条 委託者は、第2条の規定により定める管理委託の範囲について、あらかじめJRCの承諾を得て、次の各号に掲げる留保又は制限をすることができる。</p> <p>(1) 委託者が、著作物の関係権利者（一著作物に係る作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者（これらの者の著作権の承継者を含む。）又は音楽出版者をいう。この場合において、補作者は、楽曲又は歌詞の共同著作者とみなす。以下同じ。）全員の同意を得て、その利用の開発を図るため日本国内において著作物を自ら使用すること。ただし、委託者が著作物の提示につき対価を得る場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 委託者が、日本国内で未だ録音物として販売されたことのない著作物について、録音使用（映画録音を除く。）を行う者を指定すること。ただし、この指定の効力は、その録音物が最初に録音された日から3ヶ月以内に限る。</p> <p>(3) 委託者が、訳詞又は新たな歌詞とともに録音される著作物について、その訳詞又は新たな歌詞を指定すること。</p> <p>(4) 委託者が、著作物の関係権利者全員の同意を得て、依頼により広告目的のために著作する著作物について、当該依頼者である広告主に対し、その依頼目的として掲げられた一定の範囲の使用を認めること。</p>	<p>利用許諾の実態に合わせ文言を修正</p> <p>天災地変など不可避な状況が発生し、使用料規程に定める使用料を徴収することが適切でない場合を想定し項目を追加</p> <p>非一任管理を実施する利用許諾を明記</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

(5) 委託者が、著作物の関係権利者全員の同意を得て、依頼により著作する放送番組のテーマ音楽若しくは背景音楽の著作物について、当該依頼者である番組製作者に対し、その依頼目的として掲げられた一定の範囲の使用を認めること。
2 委託者は、市販用レコード、市販用ビデオグラムその他の市販用録音物（以下、この項において「市販用録音物」という。）又は商用のインタラクティブ配信（以下、この項において「商用配信」という。）において初めて利用されることとなる著作物を、当該市販用録音物の販売又は商用配信の促進を目的として特定の商品又はサービスの広告における利用に供する場合、第2条の規定により定める管理委託の範囲について、あらかじめJRCの承諾を得て、下表に定めるところにより、留保又は制限をすることができる。

要件	管理の留保又は制限をすることができる当該著作物の利用形態
(1) 関係権利者全員の同意があること。	(1) コマーシャル送信用録音
(2) 当該著作物の作品届にJRCが指定する事項の記載があること。	(2) (1)の録音に係るコマーシャルの放送
(3) 同一の著作物について、広告における利用に供する場合の特定の商品若しくはサービスの数について、あらかじめJRCの承諾を得ること。	(3) (1)の録音に係るインタラクティブ配信
(4) 管理の留保又は制限をすることができる期間について、あらかじめJRCの承諾を得ること。	(4) コマーシャル用のビデオグラム等への録音（店頭、街頭、航空機、イベント会場又は劇場における上映を目的とするものに限る。）

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>第10条（使用料等の分配）</p> <p>1. NexToneは、委託者または委託者の指定した者に対して、第8条に定める管理手数料を控除したうえで、使用料等を分配することができるものとします。</p> <p>2. NexToneは、委託著作物の管理等によって得た使用料等を、四半期毎(3月、6月、9月、12月)に、委託者に分配します。ただし、別途定める「著作物使用料分配規程」「私的録音補償金分配規程」その他の規程に異なる分配期が規定されている場合は、その定めによるものとします。</p> <p>3. NexToneは、前項に定める分配に際して、使用料等の明細を記載した計算書を作成し、NexToneが定める方法により委託者に通知します。</p> <p>4. 使用料等の分配に関する事項は、本約款に定めるほか、「著作物使用料分配規程」等に定めるものとします。</p> <p>5. 本条に定める使用料等の分配請求権は、委託者が権利を行使しうるときから5年を経過することにより消滅します。</p>	<p>第10条（使用料等の分配）</p> <p>1. イーライセンスは、委託者または委託者の指定した者に対して、利用者から徴収した使用料または私的録音補償金(以下「使用料等」といいます。)から、第6条に定める管理手数料を控除したうえで、分配することができるものとします。</p> <p>2. イーライセンスは、委託著作物の管理等によって得た使用料等を、四半期毎(3月、6月、9月、12月)に、委託者に分配します。ただし、別途定める「著作物使用料分配規程」「私的録音補償金分配規程」その他の規程に異なる分配期が規定されている場合は、その定めによるものとします。</p> <p>3. イーライセンスは、前項に定める分配に際して、委託者に対して使用料等の明細を記載した計算書を作成し、イーライセンスが定める方法により委託者に通知します。</p> <p>4. 使用料等の分配に関する事項は、本約款に定めるほか、「著作物使用料分配規程」等に定めるものとします。</p> <p>5. 本条に定める使用料等の分配請求権は、委託者が権利を行使しうるときから3年を経過することにより消滅します。</p>	<p>(使用料の分配)</p> <p>第10条 JRCは、委託者の指定により、委託者又は委託者の指定した者(以下「分配金受領者」という。)に対して、收受した使用料(第8条2項により外国の著作権管理団体等から收受した使用料を含む。)から第13条に定めるJRCの管理手数料を控除した金額を分配する。</p> <p>2 JRCは、利用者から收受した使用料を、次のとおり委託者に分配するものとする。ただし、分配日が銀行休業日にあたる場合はその前営業日を分配日とする。</p> <p>分配期 分配対象使用料 分配日</p> <p>第1期 10月から12月までの間に收受した使用料 3月25日</p> <p>第2期 1月から3月までの間に收受した使用料 6月25日</p> <p>第3期 4月から6月までの間に收受した使用料 9月25日</p> <p>第4期 7月から9月までの間に收受した使用料 12月25日</p> <p>3 前項の分配期により難しい場合は、JRCと委託者との協議によって、別途分配期を定めることができる。</p> <p>4 分配期毎の分配金受領者の確定基準日は下表のとおりとし、JRCは、各分配期の確定基準日における分配金受領者に分配する。</p> <p>分配期 分配金受領者の確定基準日</p> <p>第1期 12月31日</p> <p>第2期 3月31日</p> <p>第3期 6月30日</p> <p>第4期 9月30日</p> <p>5 各分配期における分配金受領者の確定は、前項で定める確定基準日の10日前(その日が銀行休業日にあたる場合はその前営業日)までに利用者から提出された利用する著作物に係る資料によるものとする。</p> <p>6 本条に定める分配金請求権は、委託者が権利を行使しうるときから5年間を経過することにより消滅する。</p>	<p>使用料等の分配方法詳細は、別途「著作物使用料分配規程」「私的録音補償金分配規程」に記載</p>
		<p>(私的録音補償金の分配)</p> <p>第11条 第2条4項に定める私的録音補償金を受領したときの分配については、別に定める分配規程に基づいて分配する。</p>	<p>使用料等の分配方法詳細は、別途「著作物使用料分配規程」「私的録音補償金分配規程」に記載</p>
<p>第11条（請求または分配の保留）</p> <p>1. NexToneは、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、委託著作物にかかる使用料等の請求または分配を、必要な範囲および期間にわたり保留することができるものとします。</p> <p>(1) 関係権利者(「著作物使用料分配規程」第2条1号に定義する関係権利者をいいます。以下同じ。)、適用すべき分配率、その他委託著作物に係る使用料等の分配を適切に行うために必要な事項を確定することができない場合、またはこれらの事項のいずれかに疑義のある場合</p> <p>(2) 著作権の存否または帰属等に関して疑義が生じた場合</p> <p>(3) 委託者が第7条に定める保証義務に違反した場合またはその疑義のある場合</p> <p>(4) 委託者より届け出のある連絡先に宛てた通知が連続して2回以上到達しない場合</p> <p>(5) 委託者より届け出のある送金先に宛てた送金が到達しない場合</p> <p>2. NexToneは、前項の規定を適用し請求または分配の保留を行った場合は、委託者に対し、その旨を通知するものとします。</p> <p>3. NexToneは、本条第1項の規定を適用し請求または分配の保留を行った場合は、委託者から受領した資料の内容を確認するため、委託者の関係書類、会計帳簿その他を閲覧、謄写および調査できるものとし、委託者はこれに協力するものとします。</p>	<p>第11条（分配の一時保留）</p> <p>1. イーライセンスは、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、委託著作物にかかる使用料等の分配を、必要な範囲及び期間にわたり保留することができるものとします。</p> <p>(1) 関係権利者、適用すべき分配率、その他委託著作物に係る使用料等の分配を適切に行うために必要な事項を確定することができない場合、またはこれらの事項のいずれかに疑義のある場合</p> <p>(2) 著作権の存否または帰属等に関して疑義が生じた場合</p> <p>(3) 委託者が第9条に定める保証義務に違反した場合またはその疑義のある場合</p> <p>(4) 委託者より届け出のある連絡先に宛てた通知が連続して2回以上到達しない場合</p> <p>(5) 委託者より届け出のある送金先に宛てた送金が到達しない場合</p> <p>2. イーライセンスは、前項の規定を適用し分配の保留を行った場合は、委託者に対し、その旨を通知するものとします。</p> <p>3. イーライセンスは、第1項の規定を適用し分配の保留を行った場合は、委託者から受領した資料の内容を確認するため、委託者の関係書類、会計帳簿その他を閲覧、謄写及び調査できるものとし、委託者はこれに協力するものとします。</p>	<p>(收受した使用料の分配保留)</p> <p>第12条 JRCは、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、第10条に定める使用料の分配を留保することができる。</p> <p>(1) 著作権の侵害又は著作権の帰属等について、告訴、訴訟の提起又はJRCに対し異議の申立があったとき。</p> <p>(2) 著作権の帰属等について、疑義があるとJRCが判断したとき。</p> <p>(3) 著作物使用料等についてその分配先又は適用すべき分配率などが確定できないとき。</p>	<p>運用の実態に合わせ、請求または分配保留条項とした</p> <p>内容・目的に変更なし</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>第12条（管理の停止）</p> <p>1. NexToneは、次の各号のいずれかの事由があると認める場合、委託著作物にかかる権利の管理を停止することができるものとします。</p> <p>(1) 第11条第1項の規定により分配の保留を行った場合であって、分配の保留事由の解消が困難である場合</p> <p>(2) 委託者がNexToneの事業運営・管理業務等に重大な支障を及ぼす行為をした場合</p> <p>(3) 前各号の他、委託者が本約款に定める委託者の義務を履行しない場合</p> <p>2. NexToneは、前項の規定を適用し委託著作物にかかる権利の管理を停止した場合は、委託者に対し、その旨を通知するものとします。</p>	<p>第12条（管理の停止）</p> <p>1. イーライセンスは、第11条第1項の規定により分配の保留を行った場合であって、分配の保留事由の解消が困難であるとイーライセンスが認めた場合、当該著作物にかかる管理を停止することができるものとします。</p> <p>2. 前項のほか、イーライセンスは、次の各号のいずれかの事由があると認める場合、委託著作物にかかる権利の管理を停止することができるものとします。</p> <p>(1) 委託者がイーライセンスの事業運営・管理業務等に重大な支障を及ぼす行為をした場合</p> <p>(2) 前号の他、委託者が本約款に定める委託者の義務を履行しない場合</p> <p>3. イーライセンスは、本条第1項および第2項の規定を適用し委託著作物にかかる権利の管理を停止した場合は、委託者に対し、その旨を通知するものとします。</p>	<p>（管理の中止又は停止）</p> <p>第14条 JRCは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、JRCが定める期間、管理の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>(1) 著作権の侵害若しくは帰属等について告訴、訴訟の提起、又はJRCに対し異議の申立があったとき。</p> <p>(2) JRCにおいて著作権の帰属について疑義があると判断したとき。</p> <p>(3) その他天災、地変などやむを得ないとき。</p>	<p>委託者の事由による管理停止項目をまとめて記載</p>
<p>第13条（管理委託契約の解除等）</p> <p>1. NexToneおよび委託者は、相手方において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 委託者が委託著作物にかかる権利の全部を失ったとき</p> <p>(2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき</p> <p>(3) 第三者から仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合</p> <p>(5) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき</p> <p>(6) 解散または他の会社と合併したとき</p> <p>(7) その他、管理委託契約を継続することが不可能または著しく困難な事情が生じたとき</p>	<p>第15条（中途解約の制限）</p> <p>イーライセンス及び委託者は、本約款に定めがある場合の他、相手方の事前の承諾を得なければ、管理委託契約の有効期間内において、管理委託契約を解約することができないものとします。</p> <p>第16条（管理委託契約の解除等）</p> <p>1. イーライセンス及び委託者は、相手方において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 委託者が委託著作物にかかる権利の全部を失ったとき</p> <p>(2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告若しくは不渡り処分をうけたとき</p> <p>(3) 第三者から仮差押、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>(4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき</p> <p>(5) 解散を決議し、または他の会社と合併したとき</p> <p>(6) その他、管理委託契約を継続することが不可能または著しく困難な事情が生じたとき</p>	<p>（委託者からの管理委託契約の解除）</p> <p>第20条 委託者は、管理委託契約の期間内においても、JRCに対して書面をもって通知することにより管理委託契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、管理委託契約は通知がJRCに到達した日から3ヶ月を経過した後、最初に到来する3月31日をもって終了する。</p> <p>2 前項の定めにより管理委託契約の全部又は一部が解除された場合であっても、JRCは解除前に行った利用許諾について、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務を行うことができる。</p>	<p>解除等について整理を行い、まとめて記載</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>2. NexToneは、NexToneが第11条の規定を適用し、委託著作物にかかる権利の管理を停止した場合で、NexToneが書面にて管理停止事由の是正を求めたにもかかわらず、当該書面による通知後2週間以内に委託者がその是正を行わない場合は、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。ただし、本項に基づく解除は、NexToneによる当該委託者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。</p> <p>3. 連続した4以上の分配期(第10条第2項に定める分配期をいいます。)において、NexToneから委託者に対する使用料等の分配額が3,000円(税別)に満たない場合、NexToneは委託者に対して通知を行うことにより、通知到達後最初に到来する、別途「著作物使用料分配規程」において定める関係権利者の確定基準日をもって、管理委託契約を終了させることができるものとします。</p> <p>4. 本条または第14条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、NexToneは、当該解除前になされた利用許諾に関して、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。</p>	<p>2. イーライセンスは、イーライセンスが第12条の規定を適用し、委託著作物にかかる権利の管理を停止した場合で、イーライセンスが書面にて管理停止事由の是正を求めたにもかかわらず、当該書面による通知後2週間以内に委託者がその是正を行わない場合は、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。ただし、本項に基づく解除は、イーライセンスによる当該委託者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。</p> <p>3. 連続した4以上の分配期(第10条第2項に定める分配期をいう。)において、イーライセンスから委託者に対する使用料等の分配額が3,000円(税別)に満たない場合、イーライセンスは委託者に対して通知を行うことにより、通知到達後最初に到来する別途使用料等分配規程において定める関係権利者の確定基準日をもって、管理委託契約を終了させることができるものとします。</p> <p>4. 本条または第17条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、イーライセンスは、当該解除前になされた利用許諾に関して、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。</p>	<p>(受託者からの管理委託契約の解除)</p> <p>第21条 JRCは、委託者に次の各号に掲げる事由があるときは、何ら催告を要せず、書面をもって通知することにより管理委託契約の全部又は一部を即時解除することができる。</p> <p>(1) 著作物の著作権の全部を失ったとき。</p> <p>(2) 著作物の著作権の管理権限を失ったとき。</p> <p>(3) 支払停止の状態に陥り、手形交換所の取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社更生手続などの申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき。</p> <p>(4) 合併によらず解散したとき。</p> <p>(5) 第4条の表明保証に反することが発覚したとき、管理委託契約に関して、脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いたとき、風説の流布や偽計によって、若しくは威力を用い、JRCの信用を毀損し、若しくはJRCの業務を妨害したとき、又はそれらに類する行為があったとき。</p> <p>(6) その他、管理委託契約を継続することが不可能又は著しく困難な事情が生じたとき。</p> <p>2 JRCは、委託者に次の各号に掲げる事由があるときは、1ヶ月以上の猶予期間を付した書面により催告した上、書面による通知をもって、管理委託契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 著作物の著作権を二重に譲渡し、又は著作権の保証義務に違反したとき。</p> <p>(2) 本約款及び管理委託契約に定める委託者の義務を履行しないとき。</p> <p>(3) JRCの事業運営に重大な支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>3 第1項及び第2項の定めによって管理委託契約の全部又は一部が解除された場合であっても、JRCは解除前に行った利用許諾について、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務を行うことができる。</p> <p>4 委託者に第1項及び第2項の各号に掲げる事由が発生した場合には、本約款及び管理委託契約に基づく委託者のJRCに対する一切の債務は、何ら催告なくして直ちに期限の利益を喪失するものとする。</p>	<p>解除等について整理を行い、まとめて記載</p>
--	--	--	----------------------------

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>第 14 条（反社会的勢力の排除） 1. 委託者は、自らまたは自らの役員もしくは従業員が、現在次の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) その他前各号に準ずる者 2. 委託者は、自らまたは第三者をして、次の各号の行為を行わないことを、NexToneに対して誓約します。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 3. 委託者が本条第1項または第2項のいずれかに違反した場合、NexToneは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに管理委託契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第17条（反社会的勢力の排除） 1. 委託者は、自らまたは自らの役員若しくは従業員が、現在次の各号のいずれにも該当していないこと、及び将来も該当しないことを、イーライセンスに対して誓約します。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) その他前各号に準ずる者 2. 委託者は、自らまたは第三者をして、次の各号の行為を行わないことを、イーライセンスに対して誓約します。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 3. 委託者が前二項のいずれかに違反した場合、イーライセンスは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに管理委託契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>(表明保証) 第4条 JRCに対して著作権の管理を委託しようとする者は、管理委託契約を締結するに当たり、JRCに対して、契約締結時から契約終了時までの間において、下記事項に該当しないことを表明し保証する。 (1) 自ら、自らの利害関係者又は主な株主若しくは取引先等が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)でないこと。 (2) 反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと。 (3) 自ら、自らの利害関係者又は主な株主若しくは取引先等が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与していないこと。 (4) 自ら、自らの利害関係者間又は主な株主若しくは取引先等が意図して反社会的勢力と交流を持っていないこと。 (5) 管理委託契約に基づく取引に関して国内外すべての法令を遵守していること。</p>	<p>内容・目的に変更なし</p>
<p>第 15 条（通知・送金等） 1. 本約款、管理委託契約、その他NexToneが定める規程等に基づくNexToneの委託者に対する通知は委託者が届け出た住所地またはメールアドレス宛に行われるものとし、送金については委託者が届け出た送金先宛に対して行われるものとします。本約款等に定める通知が委託者に到達しない場合は、NexToneが当該通知を発送した時に到達したものとみなされます。 2. 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかにNexToneにその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならないものとします。 (1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合 (2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合 (3) 改姓または改名をした場合 (4) 委託者が、法人その他の団体である場合において、合併し、解散し、またはその組織、名称等を変更した場合 (5) 代表者、代理人または著作物使用料の代理受領者に変更があった場合 (6) 委託著作物にかかる権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合 (7) その他、NexToneが委託著作物にかかる権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ委託者からNexToneに対して告知することを求めた事項について変更があった場合 3. 委託者は、委託者または分配金受領者が外国に居住するときは、送金、通知の日本国内における代理受領者を定めなければならないものとし、その住所および氏名をNexToneに対して通知しなければならないものとします。 4. 委託者が本条第2項および第3項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、委託者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、NexToneは一切その責めを負わないものとします。</p>	<p>第18条（通知・送金等） 1. 本約款、管理委託契約、その他イーライセンスが定める規程等に基づくイーライセンスの委託者に対する通知、送金等は、委託者が届け出た住所地、メールアドレス、送金先宛に対して行われるものとします。本約款等に定める通知が相手方に到達しない場合は、イーライセンスが当該通知を発送した時に到達したものとみなされます。 2. 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかにイーライセンスにその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならないものとします。 (1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合 (2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合 (3) 改姓または改名をした場合 (4) 委託者が、法人その他の団体である場合において、合併し、解散し、またはその組織、名称等を変更した場合 (5) 代表者、代理人または著作物使用料の代理受領者に変更があった場合 (6) 委託著作物にかかる権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合 (7) その他、イーライセンスが委託著作物にかかる権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ委託者からイーライセンスに対して告知することを求めた事項について変更があった場合 3. 委託者は、委託者または分配金受領者が外国に居住するときは、送金、通知の日本国内における代理受領者を定めなければならないものとし、その住所及び氏名をイーライセンスに対して通知しなければならないものとします。 4. 委託者が本条第2項及び第3項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、委託者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、イーライセンスは一切その責めを負わないものとします。</p>	<p>(JRCの通知・送金) 第22条 JRCが本約款及び管理委託契約に基づいて行う送金(以下「送金」という。)及び書面による催告その他の一切の通知(以下「通知」という。)は、委託者の届け出た通知先の住所又は送金先に宛て行うものとする。 2 通知先の住所には、電子メールのアドレスも含まれるものとする。 3 JRCは、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、送金及び通知を留保することができる。 (1) 第17条3項、第18条2項に定める届出がなされないとき。 (2) 委託者から届け出られた住所に宛てた通知が、連続して2回以上到達しなかったとき。 (3) 委託者から届け出られた送金先に宛てた送金が到達しないとき。 (4) 分配請求権に対する質権の実行、滞納処分その他の差押があったとき。 4 第3項各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本約款及び管理委託契約に基づくJRCの委託者に対する一切の義務履行地は、本約款及び管理委託契約の定め、並びに委託者の届け出た通知先の住所及び送金先にかかわらず、JRCの事務所とする。また、通知は、JRCが委託者の届け出た通知先の住所宛に発送又は送信したことをもって通知を行ったものとみなす。</p>	<p>内容・目的に変更なし</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

		<p>(委託者の通知義務) 第23条 委託者は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、すみやかにJRCにその旨を通知し、かつ、所定の手続きを取らなければならない。分配金受領者に第1号から第4号までの事由が生じたときも同様とする。 (1) 通知先、又は送金先に変更があったとき。 (2) 改名、届出住所を変更したとき。 (3) 法人その他の団体が合併し、会社分割し、解散し、又はその組織名称等を変更したとき。 (4) 代表者、代理人又は著作物使用料の代理受領者に異動があったとき。 (5) 委託者が新たに著作物を著作したとき、又は著作権を譲り受けたとき。 (6) 管理委託の範囲の変更を行うとき。 2 委託者は、委託者又は分配金受領者が外国に居住するときは、送金、通知の日本国内における代理受領者の住所及び氏名をJRCに対して通知しなければならない。 3 JRCは、委託者が前項に定める手続きを怠ったことによって生じた損害については、責を負わないものとする。</p>	<p>内容・目的に変更なし</p>
<p>第16条 (財務諸表等の作成等) NexToneは、毎事業年度経過後3か月以内に、著作権等管理事業法施行規則(平成13年6月15日文部科学省令第73号)第19条に定める財務諸表等を作成し、これをNexToneの事務所に備え付け、委託者の申し出により閲覧、謄写させるものとします。</p>	<p>第20条 (財務諸表等の作成等) イーライセンスは、毎事業年度経過後3か月以内に、著作権等管理事業法施行規則(平成13年6月15日文部科学省令第73号)第19条に定める財務諸表等を作成し、これをイーライセンスの事務所に備え付け、委託者の申し出により閲覧、謄写させるものとします。</p>	<p>(財務諸表等の提供) 第25条 JRCは、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、これをJRCの事業所に備え付け、委託者の申し出により営業時間内に閲覧・謄写させることとする。</p>	<p>内容・目的に変更なし</p>
<p>第17条 (権利義務の譲渡禁止) 委託者は、NexToneの事前の書面による同意なしに、本約款ないし管理委託契約に基づく権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供することができないものとします。</p>	<p>第21条 (権利義務の譲渡禁止) 委託者は、イーライセンスの事前の書面による同意なしに、本約款ないし管理委託契約に基づく権利または義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡または担保に供することができないものとします。</p>	<p>(著作権の譲渡の制限) 第17条 委託者がJRCに対して管理を委託している著作物の著作権者である場合には、JRCの承諾を得なければ、当該著作物の著作権の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。 2 前項の譲渡の場合、委託者は、管理委託契約の委託者たる地位を、譲受人に承継させることができる。 3 前項の規定により新たに委託者としての地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、その旨をJRCに届けなければならない。 4 JRCは、前項の届出がなされなかったことにより生ずる一切の損害について、その責を負わないものとする。 (分配請求権の譲渡又は質入の禁止) 第19条 委託者は、JRCの承諾を得なければ、使用料の分配請求権の譲渡又は質入をすることができない。第10条1項の定めにより委託者から指定された分配金受領者がこれらを行う場合には、JRCの承諾に加えて、委託者の承諾も得なければならない。</p>	<p>内容・目的に変更なし</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>第 18 条 (本約款の変更) 1. NexToneは、本約款を変更した場合は、NexToneのウェブサイト(www.nex-tone.co.jp)に掲載する方法により遅滞なく公示するとともに、委託者に通知します。 2. 本約款の変更の内容に異議のある委託者は、前項に定める通知の到達した日から1か月以内に、NexToneに対し書面により申し出ることにより、管理委託契約を解除することができるものとします。 3. 本条第1項に定める公示の日から3か月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は本約款の変更について承諾したものとみなされます。</p>	<p>第13条 (本約款の変更) 1. イーライセンスは、本約款を変更した場合は、第19条に定める方法により遅滞なく公示するとともに、委託者に通知します。 2. 本約款の変更の内容に異議のある委託者は、前項に定める通知の到達した日から1か月以内に、イーライセンスに対し書面により申し出ることにより、管理委託契約を解除することができるものとします。 3. 本条第1項に定める公示の日から3か月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は本約款の変更について承諾したものとみなされます。</p> <p>第19条 (公示) 本約款に定める公示は、イーライセンスのウェブサイト(www.elicense.co.jp)に掲載して行うものとします。</p>	<p>(本約款及び管理委託契約の変更の方法) 第16条 JRCは、本約款を変更したときは、速やかにこれを公示し、かつ、委託者に対して書面をもって通知しなければならない。 2 前項による本約款の変更に異議のある委託者は、通知の到達した日から3ヶ月以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。 3 公示のあった日から6ヶ月を経過しても前項に定める解除の申し出がなかったときは、委託者は、本約款及び管理委託契約の変更について承諾したものとみなす。</p> <p>(使用料規程の変更の通知) 第15条 JRCは、使用料規程を変更したときは、速やかにこれを公示し、委託者に対して書面(電子メールを含む。以下同じとする。)をもって通知しなければならない。</p> <p>(公示) 第24条 JRCは、本約款及び使用料規程の公示、その他本約款に定める公示をインターネット上に設けたウェブサイトに掲示して行うものとする。</p>	<p>本約款の変更と公示について、第18条に集約</p> <p>管理委託契約約款変更内容に異議のある場合は、更通知到着後、1か月以内に解約を可能とする</p> <p>上記変更通知から3か月を経過した際には、管理委託契約約款の変更承諾したものと</p>
<p>第 19 条 (準拠法) 本約款および管理委託契約は、日本法に準拠するものとします。</p>	<p>第22条 (準拠法) 本約款及び管理委託契約は、日本法に準拠するものとします。</p>	<p>新設</p>	<p>内容・目的に変更なし</p>
<p>第 20 条 (合意管轄) 本約款ないし管理委託契約に関して紛争が生じたときは、事物管轄に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。</p>	<p>第23条 (合意管轄) 本約款ないし管理委託契約に関して紛争が生じたときは、事物管轄に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。</p>	<p>(裁判管轄) 第26条 本約款及びに管理委託契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。</p>	<p>内容・目的に変更なし</p>
<p>附則 本約款は、2017年4月1日より改訂します。</p> <p>以上</p>	<p>附則 本約款は、平成28年2月29日より改訂します。</p> <p>以上</p>	<p>附則 (実施日等) 本約款は、平成28年2月29日より施行する。</p>	